

基金基準等に基づく公表について（令和4年度）N01

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

1. 基金の概要（令和5年3月末時点）

（単位：百万円）

基金名称	水産業体質強化総合対策事業基金 (漁業構造改革総合対策事業勘定)	資源管理漁業革新推進基金 (競争力強化型勘定及び資源管理漁業革新推進勘定)	水産業体質強化総合対策事業基金 (鯨類資源持続的利用支援調査事業費)
基金額 (うち国費相当額)	20,557	26,704	5,799
基金事業の概要	漁業構造改革総合対策事業 資源管理や漁場環境改善に取り組む漁業者の新しい操業・生産体制への転換等を促進するため、高性能漁船の導入等により収益性向上等に取り組む漁協等に、用船料等実証経費を支援。実証事業を行う漁協等は、漁業者と用船契約を締結し、改革計画に基づいて事業を実施後、水揚金により実証経費を返還。 実証事業に係る経費のうち運行経費については基金から助成（事業終了後に全額返還）し、用船経費については一定額（用船料等相当額の1/3以内等）を補助。	漁業構造改革総合対策事業 資源管理や漁場環境改善に取り組む漁業者の新しい操業・生産体制への転換等を促進するため、高性能漁船の導入等により収益性向上等に取り組む漁協等に、用船料等実証経費を支援。実証事業を行う漁協等は、漁業者と用船契約を締結し、改革計画に基づいて事業を実施後、水揚金により実証経費を返還。 実証事業に係る経費のうち運行経費については基金から助成（事業終了後に全額返還）し、用船経費については一定額（用船料等相当額の1/3以内等）を補助。 令和2年4月以降に認定を受けた改革計画に基づく事業については、実証事業に係る経費のうち運行経費については水産業体質強化総合対策事業基金から助成（事業終了後に全額返還）し、用船経費については一定額（用船料等相当額の1/3以内等）を資源管理・漁業革新推進基金から補助。 養殖業にあつては、生實契約料の1/5を補助、残りを運行経費として助成。（事業終了後に全額返還）	鯨類資源持続的利用支援調査事業 商業捕鯨の再開に向けた科学的データの収集のため、南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査の実施に必要な船舶の運航経費や調査で得られた副産物の販売等に要する経費を支援する。鯨類の持続的利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）に基づいて日鯨研が実施する北西太平洋及び北極海における鯨類科学調査について、安定的かつ継続的な実施体制の構築を支援。
基金残高 (令和4年度末) (国費相当額)	6,457 (6,457)	13,489 (13,489)	1,253 (1,253)

2. 見直し結果（令和5年3月末時点）

基金事業を終了する時期	令和8年3月	令和8年3月	令和8年3月
基金事業の目標	持続可能な漁業・養殖業を確立するため、競争力が強化された地域・経営体の育成による収益性の高い操業・生産体制への転換や居住性等に優れた漁船の計画的・効率的な導入等を促進する。	持続可能な漁業・養殖業を確立するため、競争力が強化された地域・経営体の育成による収益性の高い操業・生産体制への転換や居住性等に優れた漁船の計画的・効率的な導入等を促進する。	商業捕鯨の再開に向けた科学的データの収集。
保有割合	0.98	1.46	1.0
保有割合の算定根拠	保有割合＝ ①令和4年度末基金残高/②令和5年度助成額+③令和5年度以降事業費所要額-④令和5年度以降返還額 ① 令和4年度末基金残高 6,457 ② 令和5年度助成額 15,356 ③ 令和5年度以降事業費所要額 35,771 ④ 令和5年度以降返還額 44,564 ＝ 6,457 / (15,356 + 35,771 - 44,564) = 0.98	保有割合＝①令和4年度末基金残高/②令和5年度以降事業費所要額 ① 令和4年度末基金残高 13,489 ② 令和5年度以降事業費所要額 9,265 ＝ 13,488 / 9,265 = 1.46	保有割合＝令和4年度末の基金残高(①) / 令和4年度の事業実績額(戻入) (②) ① 令和4年度末の基金残高 1,253 ② 令和5年度以降事業費所要額 1,253

※水産関係民間団体事業補助金交付等要綱第34条に基づき公表する。
 ※水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第5条に基づき公表する。
 ※公表内容は「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づく。

基金基準等に基づく公表について（令和4年度）N02

1. 基金の概要（令和5年3月末時点）

（単位：百万円）

基金の名称	水産業体質強化総合対策事業基金（漁業・養殖業復興支援事業勘定）	有害生物漁業被害防止総合対策基金	水産業競争力強化基金
基金額 （国費相当額）	92,359	4,065	135,599
基金事業の概要	基金基準等に基づく公表について（令和2年度） ○がんばる漁業復興支援事業 東日本大震災により悪影響を受けた漁業者において、生産活動の再開に向けて安定的な水産物の生産体制の構築に資する復興計画を策定し、漁業経営の早期再開、収益性の確保を目指す漁協等に対し、操業費用等実証経費を支援。実証事業を行う漁協等は、漁業者と操業契約を締結し、復興計画に基づいて操業を実施後、水揚金により実証経費を返還。令和元年度以降に認定を受けた復興計画に基づく事業については、実証事業に係る経費のうち運行経費については基金から助成（事業終了後に全額返還）し、操業経費については一定額（用船料等相当額の1/3以内等）を補助。 ○がんばる養殖復興支援事業 本事業は、地域で策定した復興計画に基づき、共同化により5年以内の自立を目標とした安定的な水産物生産体制を支援するための事業を行う漁協等に対し、必要な経費を支援することを目的とするもの（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10を支援）。	我が国周辺海域に大量に出現する大型クラゲによる漁業被害（漁具の破損、作業の遅延、漁獲物の品質低下等）を防止・軽減するため「大型クラゲ緊急対策事業」として、次の事業を行う。 1 駆除事業 （1）沖合域等における駆除 用船した民間漁船等を用い、対馬周辺海域や日本海沖合海域を始めとした大型クラゲの出現密度の高い海域等における広域的な観点からの駆除を行う。 （2）沿岸域における駆除 用船した民間漁船等を用い、各都道府県の沿岸漁場近海における駆除を行う。 2 陸上処理事業 駆除活動に伴い陸揚げされた大型クラゲの処理及び有効利用を行う。	当該基金を活用し、浜の広域的な機能再編等を通じて持続的な収益性の高い操業体制への転換を進めるため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「広域浜プラン」の策定を支援し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図るため、以下の事業を実施する。 ①浜の担い手へのリース方式による漁船導入（定額1/2以内） ②国際水準に見合った漁船導入（定額1/2） ③生産性向上や省力・省コスト化の漁業用機器の導入（定額1/2）等の支援を行うなどの事業を行う。
基金残高 （令和4年度末） （国費相当額）	46,920（46,920）	591（591）	43,063（43,063）

2. 見直し結果（令和5年3月末時点）

基金事業を終了する時期	令和12年3月	令和6年3月	
基金事業の目標	被災地の漁業経営の早期再開、生産体制の自立、収益性の高い操業、生産体制への転換等を推進し、より厳しい環境下でも漁業を継続できる経営体の効率かつ効果的な育成を図る。	大型クラゲによる漁業被害を、過去最大規模の漁業被害が発生（55,888件）した平成21年度以下に抑制	水産業競争力強化基金の適正な運用・管理、各事業の総合的な調整及び効率的・効果的な事業実施による我が国水産業の競争力強化を図る。
基金の保有割合	1.69	0.99	0.68
基金の保有割合の算出根拠	保有割合＝①令和4年度末基金残高/（②令和5年度以降事業費所要額＋③令和5年度以降管理費等所要額） ① 令和4年度末基金残高 46,920 ② 令和5年度以降事業費所要額（管理費含む） 27,840	保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合） ① 令和4年度末基金残高 588 ② 大型クラゲ対策の過去最大執行額（平成21年度） 594	保有割合＝① ÷（②＋③） ① 令和4年度末基金残高 43,063 ② 既交付決定額のうち未支出額 17,817 ③ 事業費所要見込額（管理費込み） 45,914

※水産関係民間団体事業補助金交付等要綱第34条に基づき公表する。
※水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第5条に基づき公表する。
※公表内容は「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づく。